平成２８年（フ）第５号
島根県隠岐郡隠岐の島町南方2620番地１　西見住宅Ｆ－１
債務者　仲本　雅則
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月11日午後１時10分
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２８年（フ）第１５０８号
神奈川県大和市深見西４丁目２番42号　オアーゼ三富103号
債務者　蓮見　　忠
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１号
山口県長門市仙崎1398番地
破産者　吉冨　紀子
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第１７９２号
札幌市東区北41条東２丁目１番25―103号
破産者　中塚　大介
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０７号
神奈川県秦野市西田原68番地の11
破産者　唐鎌　達雄
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８号
愛媛県新居浜市船木甲2998番地の２、前住所愛媛県東温市樋口1407番地１　つとむ第２コーポ407号
破産者　岡部　聡史
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３号
高知県四万十市具同2269―３、住民票上の住所高知県土佐清水市竜串18番10号
破産者　西本　昌之
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第５号
福島県郡山市富久山町福原字東34番地の１、従前の住所福島市吉倉字柳田48番地の７　フォレストパークＢ棟202号室
破産者　柳田　保三
１　決定年月日　平成28年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１１号
福島県白河市中山南５番地14　アークガーデン中山Ｃ棟105
破産者　平井　幸江
１　決定年月日　平成28年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
新潟市北区葛塚5020番地　グランシャリオＣ
破産者　石川　春美
１　決定年月日　平成28年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５６号
新潟市東区猿ケ馬場２丁目12番13号
破産者　北時計店こと　北　　佳憲
１　決定年月日　平成28年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
静岡県島田市向島町3033番地の９
破産者　櫻井　　敦
１　決定年月日　平成28年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第９６６号
千葉市緑区おゆみ野５丁目31番地１　ウィステリアおゆみ野Ｄ－101号、住民票上の住所千葉市中央区川戸町346番地39
破産者　今堀　恵子
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
千葉県八千代市八千代台南１丁目29番９号　サウスフォレスト203
破産者　水村　　修
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３２号
岡山県久米郡久米南町下弓削380番地の１
破産者　有限会社本郷石油店
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第４９号
（最後の住所）岡山県津山市野介代1459番地６
破産者　被相続人亡濱﨑康和相続財産
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第５２５号
熊本市南区御幸笛田８丁目２番８号
破産者　株式会社フエダー工産
１　決定年月日　平成28年８月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１１９２号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目26番８号　イルクオーレ202号、旧住所東京都足立区六町４丁目６番23―102号　エスポワール六町
破産者　関　　洋平
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係